府令・省令

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「国内認証排出削減量」の下に「及び海外認証排出削減量」を加え、同条に次の一号を加える。

六　「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

第四条第二項各号列記以外の部分中「又は」を「、」に改め、「国内認証排出削減量」の下に「又は海外認証排出削減量」を加え、同項第十一号中「及び」を「、」に改め、「種別ごとの合計量」の下に「及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量」を加える。

様式第一第五表の一中「及び国内認証排出削減量」を「、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量」に改め、同表の備考一中「また、」を削り、同表の備考二中「合計量」の下に「並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量」を加え、「また、」を削り、「その種別ごとに」を「第五表の四に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を」に改める。

様式第一第五表の三を次のように改める。

第五表の三　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名（特定排出者コード）	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
合　計　量			t-CO_2

備考　一　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

二　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

三　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

四　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

五　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

六　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式第一第五表の三の次に次の一表を加える。

第五表の四　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	対象企業名（特定排出者コード）	無効化日	無効化量
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
合　計　量			t-CO_2

備考　一　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

二　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

三　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。

四　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

附　則

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第一第五表の三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。